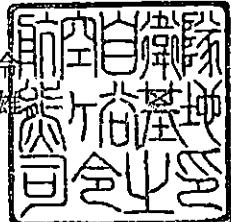


公 告

令和5年11月6日

航空自衛隊熊谷基地司令
空将補 秋本 康雄



埼玉県熊谷市拾六間839番地に所在する航空自衛隊熊谷基地内において、現金自動預払機を設置し運用を行う金融機関を、次のとおり募集します。

1 公募に必要な資格

公募に応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 銀行法第4条の許可を有する金融機関であること。
- (2) 信用金庫法第4条を適用される金融機関であること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人等(法人又は団体をいう。)の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは當業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に實質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年12月6日(水)まで。土曜日並びに日曜日祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
(注) 募集内容の説明は隨時行うので、希望する者は下記(2)配布場所まで事前に申し出てください。
- (2) 配布場所 〒360-8580 埼玉県熊谷市拾六間839番地
航空自衛隊熊谷基地 第4術科学校業務部会計課給与班
TEL 048-532-3554 内線719
担当: 太田

4 応募期限及び応募先

- (1) 応募期限 令和5年12月15日(金)午後5時まで
- (2) 応募先 募集要項の配布場所に同じ

5 その他

細部の内容は、募集要項による。